

平成 27 年度

中華人民共和国における
身分関係法制調査研究

株式会社 エアクレール

目 次

第Ⅰ部 調査研究概要.....	1
1 件名.....	1
2 目的.....	1
3 調査期間.....	1
4 業務内容.....	1
第Ⅱ部 中国における身分関係法制調査研究報告	2
A 身分関係法制の概要.....	2
1 中国における身分関係法制の概要.....	2
2 中華人民共和国憲法と婚姻法.....	2
3 中国における婚姻制度の原則.....	3
(1) 婚姻自由の原則.....	3
(2) 一夫一妻制の原則と多妻制の廃止.....	3
(3) 男女平等の原則と夫婦別姓制.....	4
(4) 女性・児童の権利を保護する原則.....	4
(5) 計画出産の原則と「一人っ子政策」の廃止	4
4 成人年齢と法定代理.....	4
(1) 年齢による民事活動の制限	5
(2) 成人年齢の意義と法定婚姻年齢	5
(3) 未成年の子などの監護	5
5 養子縁組法制.....	5
6 戸籍制度と身分登録制度.....	6
7 中国の国籍法制	6
8 国際私法について	6
B 各論.....	8
1 婚姻法制.....	8
(1) 所轄官庁	8
(2) 関連法令	8
(3) 婚姻の成立要件.....	8
ア 年齢に関する規定	8
イ 重婚に関する規定	8
ウ 婚姻の有効性に関する規定	8
エ 婚姻を禁じる規定	9
(4) 婚姻の終了要件.....	9
(5) 婚姻の無効要件・取消要件	9
(6) 婚姻による夫婦の姓名権及び子の姓名権.....	9

(7) 婚姻手続	10
ア 中国人同士の場合	10
イ 中国人と日本人（外国籍の者）の場合	11
ウ 中国人の内地居住者と香港、マカオ、台湾住民及び華僑との場合	11
(8) 婚姻に伴い生じる夫婦の権利・義務（身分・財産権を含む。）	12
ア 身分に関するもの	12
イ 婚姻により生じる義務	12
ウ 夫婦の相互扶養義務	12
エ 子に対する扶養・教育義務	13
(9) 夫婦の財産権	13
ア 夫婦の共有に属する財産（婚姻法第 17 条）	13
イ 夫婦の一方に属する財産（婚姻法第 18 条）	13
ウ 夫婦の合意による財産の帰属	13
(10) 婚姻の証明に関する規定	14
2 離婚法制	14
(1) 所轄官庁	14
(2) 関連法令	14
(3) 離婚成立要件	14
ア 裁判によらない場合（協議による離婚）	15
イ 裁判による離婚	15
(4) 離婚に伴う決定事項	16
ア 子の親権・監護権	16
イ 夫婦における共同財産	16
(5) 再婚	17
(6) 離婚登記	17
ア 中国人同士の場合	17
イ 中国人と外国人の場合	18
ウ その他の場合	18
3 親子関係	18
(1) 所轄官庁	18
(2) 関連法令	18
(3) 子（嫡出子・非嫡出子の区別の有無を含む。）	18
(4) 認知（裁判が必要な場合・裁判によらない場合、保護要件を含む。） ..	19
4 養子縁組法制	19
(1) 所轄官庁	19
(2) 関連法令	20

(3) 成立要件（保護要件を含む。）	20
ア 養子としての資格	20
イ 養子を送り出す資格を有する者及び組織（養子縁組法第5条）	20
ウ 養親としての資格	20
エ 未婚男性の養親としての資格制限	20
オ その他の規定	21
カ 実親の同意	21
キ 養子の同意	21
ク 外国人が中国において中国公民の子と養子縁組を行う場合	21
(4) 養子縁組の効力（実父母との親族関係の終了の有無）	22
ア 効力一般	22
イ 養子の姓	22
(5) 養子縁組手続（中国人を養親とする養子縁組手続・外国人を養親とする養子縁組手続）	22
ア 中国人を養親とする養子縁組手続	22
イ 外国人（日本人）を養親とする養子縁組手続	24
(6) 養子縁組の終了要件（離縁の手続を含む。）	26
ア 養子が未成年の場合	26
イ 養子が成年の場合	26
ウ 離縁の手続	26
5 未成年の子に対する法定代理権	27
(1) 成人年齢	27
(2) 未成年の子などの法定代理権	27
(3) 未成年の子などの監護	28
6 戸籍制度と身分登録法制	29
(1) 所轄官庁	29
(2) 関連法令	29
(3) 戸籍制度の内容	29
ア 戸籍制度の目的	29
イ 戸籍登記義務	29
ウ 戸籍登記機関	29
エ 戸籍証明文書（戸籍簿）	30
(4) 身分登録制度の内容	30
ア 身分登録制度の目的及び対象	31
イ 身分登録の実施	31
ウ 住民身分証の特徴	31

エ	住民身分証の文字	31
オ	住民身分証の有効期間	31
(5)	住民身分証の申請・発行	32
(6)	住民身分証の使用	32
(7)	警察への住民身分証の提示と検査	32
7	国籍法制	33
(1)	関連法制等	33
(2)	中国国民の定義	33
(3)	中国国民の権利・義務	33
ア	中国国民の権利	33
イ	中国国民の義務	35
(4)	中国国籍の取得	35
ア	血縁による取得	35
イ	無国籍者等の取扱い及び許可による国籍の取得	35
ウ	二重国籍の否定	35
エ	国籍取得の申請	36
(5)	国籍の喪失と回復	36
8	国際私法	36
(1)	涉外民事関係法律の適用	36
ア	涉外民事関係法律適用の一般	36
イ	外国法の適用	37
ウ	民事権利能力、民事行為能力及び民事代理	37
(2)	不動産の所有権などの物権	38
(3)	国際結婚	38
ア	結婚の要件	38
イ	結婚の手続	39
(4)	身分と財産関係	39
(5)	離婚における法の適用	39
(6)	養子縁組における法の適用	39
(7)	涉外相続	40
9	法令の有効性	40
(1)	現在有効な法令	40
(2)	廃止された法令	41
10	身分関係の証明書の発行様式（外国人用の様式も含む。）	42
別紙	身分関係の証明書の発行様式	

第Ⅰ部 調査研究概要

1 件名

中華人民共和国における身分関係法制調査研究業務

2 目的

法務省で行う戸籍及び国籍の事務処理に必要なため、中華人民共和国（以下「中国」という。）において現に施行されている身分関係法令及び身分関係登録制度の運用等の実務的取扱いについて総合的に調査研究し、その結果を関係法令の翻訳及びその解釈並びに実務の運用の解説によって明らかにする。

3 調査期間

2015 年 6 月 26 日～2015 年 12 月 25 日

4 業務内容

中国において現に施行されている身分関係法令の原文を参照の上、内容を詳細に把握してまとめるとともに、中国の身分関係法制に関する最新の資料及び文献を収集し、また、中国の政府当局者、学者等から現在の法制度に関する実情を聴取した上で、中国における実務の取扱いについて具体的かつ緻密に研究成果を取りまとめる。

第 II 部 中国における身分関係法制調査研究報告

A 身分関係法制の概要

1 中国における身分関係法制の概要

中国における身分関係法制は、1950 年前後に大きく変化した。いわゆる封建主義的な婚姻家族制度から社会主義的な婚姻家族制度へ移行したと言われる。

1949 年 10 月 1 日の中国建国後、中国政府は、旧国民政府の法制度を全て廃止し、1950 年 5 月 1 日、他の法律に先駆けて「中華人民共和国婚姻法（以下「婚姻法」という。）」を公布した。婚姻法は、それまでの封建主義的な旧中国（1840 年～1949 年の時代を指すが、主に旧国民政府の時代）の家族・婚姻制度を抜本的に改め、新たな家族・婚姻制度に係る基本原則を確立した。

その後、1980 年、2001 年の改正を経て、現在に至っている。

婚姻法は、第 1 条にて「この法律は、婚姻及び家庭関係の基本準則である」と規定するように、婚姻関係の法規定及び家族関係の法規定により構成される。

また、婚姻法は中国の婚姻関係と家族関係に関する基本法であるが、「中華人民共和国民法通則（以下「民法通則」という。）」及び「中華人民共和国相続法（以下「相続法」という。）」など他の関連法とともに、中国の身分法制度を構成する。

2 中華人民共和国憲法と婚姻法

「中華人民共和国憲法（以下「中国憲法」という。）」は、中国の国家の根本制度及び根本任務を規定しており、国家の根本法であって、最高の法律的効力を有している。全国の民族、全ての国家機関及び武装力、政党及び社会団体、企業・事業体は、いずれも憲法を活動の根本準則とし、かつ憲法の尊厳を守り、憲法の実施を保障する責務を負わなければならないとされている（中国憲法前文）。

婚姻法は、中国憲法に依拠し、憲法における男女平等などの婚姻家族の基本原則を具体化したものである。例えば、中国憲法第 48 条では、男女平等について、以下のように規定されている。

- ① 中国の婦人は、政治、経済、文化、社会及び家庭などの各生活分野で、男子と平等の権利を享有する。
- ② 国家は、婦人の権利及び利益を保護し、男女の同一労働同一報酬を実行し、婦人幹部を育成及び登用する。

また、中国憲法第 49 条では、家族関係について、以下のように規定されている。

- ① 婚姻、家庭、母親及び児童は、国家の保護を受ける。
- ② 夫婦は、双方ともに計画出産を実行する義務を負う。

③ 父母は、未成年の子を扶養・教育する義務を負い、成年の子は、父母を扶養・扶助する義務を負う。

④ 婚姻の自由に対する侵害を禁止し、老人、婦人及び児童に対する虐待を禁止する。

これは、次項で説明する婚姻法に掲げる婚姻制度の原則と合致しており、婚姻法が中国憲法に依拠し、その精神を具体化したものであることの証左と言える。

3 中国における婚姻制度の原則

中国における婚姻制度には、以下のような原則がある。

(1) 婚姻自由の原則

婚姻の自由とは、婚姻当事者が、その自由意思に基づいて、自己の婚姻を自主的に決定する権利を有し、何人も強要又は干渉してはならないことをいう。婚姻自由の原則には、結婚の自由だけでなく、離婚の自由も含まれる（婚姻法第2条、第3条）。

現行の婚姻法は、旧中国の封建的な婚姻態様や婚姻による財物の強要行為を禁止し、婚姻自由の原則に反するような婚姻を根絶することを目的としている。旧中国では、請負婚、売買婚と呼ばれる婚姻があった。請負婚とは、第三者（父母を含む。）が、他人の婚姻を請け負い、婚姻を強制する行為をいう。売買婚は、第三者（父母を含む。）が、財物を強要することを目的として、婚姻を強制する行為である。また、未成年の幼女などをわずかな金と引換えに嫁とすること（童養嫁）もあった。

(2) 一夫一妻制の原則と多妻制の廃止

旧中国では一夫多妻制であったが、1950年の婚姻法でこれを禁止した。そのため、いかなる一夫多妻又は一妻多夫の婚姻関係も不法である。また、現行婚姻法は、重婚を禁止すると規定している（婚姻法第3条）。

刑法によれば、重婚には二種類の形態がある。すなわち、法律上の重婚と事実上の重婚である。いずれも重婚罪を構成する（刑法第258条）。

1980年以前は、姦通及び同棲は犯罪行為であったが、現行法では犯罪とされない（ただし、刑法第259条によれば、現役軍人の配偶者との同棲又は姦通が重大な結果をもたらす場合は犯罪とされる。）。しかし、姦通及び同棲行為は、婚姻・家族道徳に違背するだけでなく、婚姻法にも違反する行為である。そのため、情状の軽重に応じて、行政法規及び治安管理条例に基づいて処罰されることもある。

（３）男女平等の原則と夫婦別姓制

婚姻法は、男女は婚姻家族生活において平等の権利を有すると規定している（婚姻法第 9 条）。その具体例は、夫婦別姓制である（婚姻法第 14 条）。

旧中国では、例外（男性が女性の家に入る場合）を除き、一般的には、結婚する女性は夫の姓に従うとされていたところ、1950 年婚姻法において、初めて夫婦別姓制を規定した。また、現行婚姻法は、「夫婦双方は、それぞれ自己の姓名を使用する権利を有する」（婚姻法第 14 条）と規定している。この規定により、夫婦双方は、結婚後も自己の姓を使用することができる。

（４）女性・児童の権利を保護する原則

婚姻法は、女性・児童の権利・利益を保護するため、特別の規定を設けている。例えば、女性の権利を保護するため、「妊娠期間中及び出産後 1 年以内に男性の側から離婚を申し立てることは許されない」（婚姻法第 34 条）、離婚夫婦の共有財産の分割について協議が成立しないときは、人民法院が、共有財産の状況、妻と子の権利・利益に配慮する原則に基づいて、その分割について決定する（婚姻法第 39 条）といった規定がある。

そのほか、中国では、再婚禁止期間は設けていない。また、婚生子（嫡出子）、非婚生子（非嫡出子）、養子女及び継子女であっても、その地位は完全に同等であり、その権利は等しく法的保護を受ける（婚姻法第 25 条）。

（５）計画出産の原則と「一人っ子政策」の廃止

1980 年から、計画出産の実行は中国の重要な基本政策であった。それは出産の制限、人口の抑制、優生（子の質を高める。）などが目的であった。婚姻法もこの国策に基づいて計画出産の原則を規定している（婚姻法第 2 条）。「中華人民共和国人民・計画出産法」（以下「計画出産法」という。）などによれば、国は一組の夫婦が一人の子供を産むことを提唱し、国は一人っ子の家庭に対して各種の便宜（具体的には、産休の延長、一人っ子手当、幼稚園入園、進学や住宅の割当て等について優先的に配慮される。）を与えてこの政策を奨励していた。同時に二人目の出産を厳しく抑制し、多子を禁止し、これを処罰していた。

しかし、35 年前から実行されたこの「一人っ子政策」は、計画出産法の改正により、2016 年 1 月 1 日から廃止されることとなった。

4 成人年齢と法定代理

1987 年 1 月 1 日から施行された民法通則は、中国の領域内における民事活動については、中国にいる外国人（日本人も含む。）又は無国籍者にも適用される（民

法通則第 8 条)。

(1) 年齢による民事活動の制限

市民（自然人）は、出生のときから死亡に至るまで、民事上の権利能力を有し、法により民事上の権利を享有し、民事上の義務を負う（民法通則第 9 条）。

満 10 歳以上の者は、制限的に民事活動が認められ、その年齢及び知能に応じた民事活動を行うことができる。

10 歳未満の者については、その法定代理人が民事活動を代理することになる。

また、満 16 歳以上の者が、自己の勤労所得を主要な生活基盤としている場合、完全な民事行為能力を有するとみなされる。民事行為能力とは、民事活動を行う能力のことを指す。

(2) 成人年齢の意義と法定婚姻年齢

中国における成人年齢は満 18 歳である（民法通則第 11 条）。

18 歳に達した者は、完全な民事行為能力を有し、独立して民事活動を行うことができる。また、選挙権及び被選挙権を有する（憲法第 34 条）。

しかし、中国においては、成人年齢に達しても、原則として結婚することができない。1950 年の旧婚姻法では、男満 20 歳、女満 18 歳と規定していたが、1980 年 9 月 10 日改正の婚姻法の規定により、男満 22 歳、女満 20 歳以上でなければ結婚することができない（婚姻法第 6 条）とされた（ただし、民族自治区については、自治区の具体的状況により年齢の引下げを認める場合がある。）。

(3) 未成年の子などの監護

未成年者の父母は、未成年者の監護人となる。その父母が既に死亡している又は監護能力がない場合には、監護能力を有する祖父母・外祖父母、兄姉が監護人となる。

5 養子縁組法制

中国の養子縁組法制においては、「中華人民共和国収養法（以下「養子縁組法」という。）」、「中華人民共和国における外国人による養子縁組の登記方法」、「中国国民による養子縁組の登記方法」、「収養登記工作規範（以下「収養登記規範」という。）」などの法令がある。養親となる者は、原則として、1 名のみを養子とすることができる（ただし例外がある。）。

養子となる者は、14 歳未満の未成年者で、孤児、実父母を探し出すことのできない棄児、実父母に扶養・教育する能力がない場合に限られる（養子縁組法第 4 条）。

養親となる者は、子がないこと、扶養・教育する能力を有すること、医学的に養

親となることに適しない疾病がないこと、年齢は満 30 歳以上であることが条件である（養子縁組法第 6 条）。

6 戸籍制度と身分登録制度

1958 年 1 月 9 日施行の「中華人民共和国戸籍登記条例（以下「戸籍登記条例」という。）」及び 2004 年 1 月 1 日施行の「中華人民共和国居民身分証法（以下「身分証法」という。）」を中心に、中国の戸籍制度と身分登録制度（戸籍管理制度と住民身分証制）が構成されている。

戸籍管理制度の目的は、社会秩序の維持、市民の権利と利益の保護、さらに、社会主義建設に資することとされている（戸籍登記条例第 1 条）。

また、戸籍登記義務として、中国では、全ての国民が戸籍登記条例の規定に従い戸籍登記する必要があるほか、中国領内に居留する外国人及び無国籍者にも戸籍登記義務がある（戸籍登記条例第 2 条）。

住民身分証は、中国国内に居住する者を対象としている。満 16 歳以上の者は申請が義務付けられるが、満 16 歳未満の者は申請が可能とされている（身分証法第 2 条）。

7 中国の国籍法制

1980 年 9 月 10 日施行の中華人民共和国国籍法（以下「国籍法」という。）は、血統主義を基本とし、補助的に出生地主義を採用している。また、血統主義については、男女平等の原則に従って父母両系血統主義を採用している。

中国国籍の取得に関しては、血縁による取得、すなわち、父母の双方又は一方が中国国民である場合に、中国の国籍を有する（国籍法第 4 条）。

ただし、外国人又は無国籍者であっても、中国に定住している場合には、申請を行い、許可を得た上で取得することも可能である（国籍法第 7 条）。

また、国籍法は、二重国籍を否定する。

国籍の取得・離脱・回復申請においては、18 歳未満の者については、その父母又はその他の法定代理人が代わって申請を行うことになる（国籍法第 14 条）。

8 国際私法について

1987 年 1 月 1 日から施行された「民法通則」第 8 章の「涉外民事関係の法律適用」において、中国の国際私法の適用範囲と基本原則が規定されている。

また、2011 年 4 月 1 日から施行された「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法（以下「涉外法」という。）」は、法の適用の一般原則、民事主体（民事的権利を有し、かつ、民事的義務を負う者）、婚姻家庭、相続、物権、債権、知的財産権など民事法全般について、規定している。涉外民事関係法律適用法は、涉外民事関係

の法律適用を明確にした上、涉外民事紛争を合理的に解決し、当事者の適法な權益を保護することに資することを目的とする（涉外法第1条）。

B 各論

1 婚姻法制

(1) 所轄官庁

中国国民間の結婚のうち、内地居住者（中国大陆に居住している者。香港、マカオなど大陸以外に居住している者と区別している。）間における婚姻登記機関は、県級人民政府民政部門又は郷（鎮）人民政府である。また、農村住民の婚姻登記機関に関しては、省、自治区、直轄市人民政府が、住民の利便性の原則に基づき、婚姻登記を行う機関を定めることができる。

中国国民の内地居住者と、香港特別行政区住民並びにマカオ特別行政区住民及び台湾地区住民又は華僑間の婚姻登記機関は、省、自治区、直轄市人民政府民政部門あるいは省、自治区、直轄市人民政府民政部門が定める機関である（「中華人民共和国婚姻登記条例（以下「婚姻登記条例」という。）」第2条）。

居住場所にかかわらず、中国国民と、外国人（中国国籍を有しない者）との婚姻登記機関は、省、自治区、直轄市人民政府民政部門あるいは省、自治区、直轄市人民政府民政部門が定める機関である（婚姻登記条例第2条）。

(2) 関連法令

婚姻家庭関係については、婚姻法、婚姻登記条例、養子縁組法、相続法などの法令にて規定されている。

(3) 婚姻の成立要件

ア 年齢に関する規定

男満22歳、女満20歳以上でなければならない（婚姻法第6条）。ただし、少数民族については、具体的状況・実情に配慮し、年齢の引下げを認める場合がある（婚姻法第50条）。

イ 重婚に関する規定

1950年以降は、一夫一婦制が施行されている。婚姻法では、重婚は禁止されている。また、配偶者を有する者が他の異性と同棲することも禁じられている（婚姻法第3条）。

ウ 婚姻の有効性に関する規定

婚姻をしようとする男女双方は、自ら婚姻登記機関に出向き、婚姻登記を行わなければならない。婚姻法の規定に合致する場合は登記され、結婚証が交付される。この結婚証の発給により婚姻が成立する（婚姻法第8条）。す

なわち、婚姻登記・結婚証の発給により、婚姻の法的有効性が発生するため、これらは婚姻の成立要件といえる。

婚姻登記は、戸籍登記と異なる。婚姻登記機関で婚姻登記をした後、当事者の申請により、公安部門で戸籍登記をすることになる。

エ 婚姻を禁じる規定

重婚以外には、以下の規定がある。

- ① 親族関係を有する者間での婚姻。具体的には、直系血族間及び三代（四親等）以内の傍系血族間の婚姻を禁止している（婚姻法第7条第1項）。
 - ② 医学的に婚姻に適しないと認められる疾病を患っている者の婚姻（婚姻法第7条第2項）。
- 中国では、再婚禁止期間は設けられていない。

（４）婚姻の終了要件

婚姻関係は、配偶者の一方が死亡するか、離婚した場合に終了する。

（５）婚姻の無効要件・取消要件

婚姻の要件に違反する場合、婚姻無効となる。

婚姻法によれば、以下の状況に該当する場合、婚姻は無効になる（婚姻法第10条）。

- ① 重婚の場合
- ② 婚姻が禁止されている親族関係にある者の間で行われた場合
- ③ 婚姻前に、医学的に婚姻に適しないと認められる疾病を患い、婚姻後も完治していない場合
- ④ 法定婚姻年齢に達していない場合

また、強迫により婚姻をした場合、強迫を受けた側は、婚姻登記機関又は人民法院に対して当該婚姻の取消請求を行うことができる（強迫を受けた側からの婚姻取消の請求は、婚姻登記日から1年以内に提起しなければならない、不法に人身の自由を制限された当事者が婚姻取消を請求する場合は、人身の自由を回復してから1年以内に提起しなければならない。）（婚姻法第11条）。

無効とされた婚姻又は取り消された婚姻は、始めから効力を有しないものとなる（婚姻法第12条）。

（６）婚姻による夫婦の姓名権及び子の姓名権

1950年以前の中国では、婚姻によって、夫婦は同じ姓になっていた。社会慣

習として、例外の場合（男が女性の家に入るなど。）を除いて、一般的には、結婚する女性は夫の姓に従うものとされていた。

1950年に公布・施行された婚姻法では、初めて夫婦別姓制が規定された。また、現行婚姻法は、「夫婦双方は、それぞれ自己の姓名を使用する権利を有する」（婚姻法第14条）と規定している。この規定によれば、結婚した男女は共に結婚前の姓名を使用する権利を有する。

子の姓名権に関しては、婚姻法は「子は父の姓を称することができ、また母の姓を称することもできる」（婚姻法第22条）と規定し、父又は母の氏を選択する権利を定めている。実務においては、未成年の子の場合、父母が話し合いによって子の姓を決める。また、子が成人になった後に、自分の意思により姓を変えることも可能である。

（7）婚姻手続

ア 中国人同士の場合

（ア）婚姻登記機関

婚姻する男女は、婚姻登記機関に双方が出向き、婚姻登記を行わなければならない（婚姻登記条例第4条）。登記手続においては、一方又は第三者への委託・代理は認められない。

婚姻登記機関は、都市部においては、県級人民政府の民政部門であり、農村では、郷等の人民政府である（婚姻登記条例第2条）。当事者は、戸籍に基づき、いずれか一方の常住戸籍所在地（戸籍の登記をした住所）の婚姻登記機関にて申請を行う（婚姻登記条例第4条）。婚姻登記員は、婚姻登記管理の業務訓練を受け、試験に合格した後に、婚姻登記の業務に従事することができる（婚姻登記条例第3条）。

（イ）婚姻登記申請書類

婚姻登記申請に必要な書類は、以下のとおりである（婚姻登記条例第5条）。

- ① 戸籍証明、住民身分証
- ② 婚姻状況証明書（本人に配偶者がなく、かつ相手方当事者との間に直系血族及び三代以内の傍系血族関係がないことの署名入り申告書）
再婚の場合は、離婚証等、離婚を証明する書類も併せて提出する必要がある。

(ウ) 婚姻登記の不許可

婚姻登記機関は、申請時に、婚姻の意思及び実質的要件について審査を行い、必要に応じて書類の追加提出を求めることができる。

婚姻登記機関は、以下の事由の一つに該当する場合には、登記を認めない（婚姻登記条例第6条）。

- ① 法定婚姻年齢に達していないとき
- ② 双方の自由意思によらないとき
- ③ 一方又は双方が既に配偶者を有しているとき
- ④ 直系血族又は三代以内の傍系血族に属するとき
- ⑤ 医学的に結婚に適しないと認められた疾病を患っているとき

(エ) 婚姻登記の許可

婚姻登記機関は、婚姻要件を満たした当事者に対して、婚姻登記を許可し、結婚証を男女それぞれに交付する。婚姻要件を満たさず、婚姻登記を認めないと判断した場合は、当事者にその理由を説明する必要がある（婚姻登記条例第7条）。

イ 中国人と日本人（外国籍の者）の場合

中国人と日本人が中国国内で結婚する場合は、中国人と外国籍の者が結婚する場合と同様の手続が適用される（婚姻登記条例第4条）。婚姻登記申請に際しては、以下の書類と証明資料を提出しなければならない（婚姻登記条例第5条）。

【日本人（外国籍の者）】

- ① 本人の有効な旅券又はその他の有効な国際旅行許可証明書（難民証明、一時帰国証明など旅券に代わる身分証明）
- ② 本国の公証機関又は関連機関により発行され、中国の駐在大使館（領事館）の認証を得た、本人が未婚者であることの証明書、あるいは所在国の中国駐在大使館（領事館）により発行された、本人が未婚者であることの証明書

ウ 中国人の内地居住者と香港、マカオ、台湾住民及び華僑との場合

香港住民、マカオ住民及び台湾住民が中国国内で婚姻登記申請を行う場合、以下の書類及び証明資料を提出しなければならない（婚姻登記条例第5条）。

- ① 本人の有効な通行証及び身分証
- ② 住居地の公証機関によって認証された本人が未婚者であること及び相

手方当事者とは直系血族、三代以内の傍系血族関係にないことの証明書

華僑が中国国内で婚姻登記申請を行う場合、以下の書類及び証明資料を提出しなければならない（婚姻登記条例第5条）。

- ① 本人の有効な旅券
- ② 居住国の公証機関又は関連機関により発行され、中国の駐在大使館（領事館）の認証を得た、本人が未婚者であること及び相手方当事者とは直系血族、三親等内の傍系血族関係にないことの証明書、あるいは所在国の中国駐在大使館（領事館）により発行された、本人が未婚者であることの証明書及び相手方当事者とは直系血族、三親等内の傍系血族関係にないことの証明書

（8）婚姻に伴い生じる夫婦の権利・義務（身分・財産権を含む。）

中国では、婚姻登記・結婚証の取得を経て、夫婦の身分及び財産権などの権利義務が発生する。

ア 身分に関するもの

夫婦の家庭内での地位は、平等である（婚姻法第13条）。

婚姻登記後、双方の合意により、夫婦はいずれかの家庭の構成員となる（相手の家庭に入り、同世帯の家族として戸籍登記を行う。）ことを選択することができる（婚姻法第9条）。

夫婦は、いずれも生産、仕事、学習及び社会活動に参加する自由を有し、一方は他方に対して制限又は干渉を加えてはならない（婚姻法第15条）。

イ 婚姻により生じる義務

夫婦の相互尊重・忠実義務

婚姻により、夫婦は、互いに誠実であり、尊重し合うことを求められる。

家族関係では、老人を敬い、子供を慈しみ、互いに助け合って、平等で、文明的な婚姻家庭関係を維持することが求められる（婚姻法第4条）。

ウ 夫婦の相互扶養義務

夫婦は、互いに扶養する義務を負う。一方が扶養の義務を履行しない場合、扶養を必要とする他方は、相手方に対し扶養費の給付を請求する権利を有する（婚姻法第20条）。

エ 子に対する扶養・教育義務

父母は、子に対して扶養及び教育の義務を負う。子は、父母に対して扶養及び扶助の義務を負う。父母が扶養義務を履行しない場合、未成年の子又は独立して生活することができない子は、父母に扶養費の給付を請求する権利を有する（婚姻法第 21 条）。

さらに、夫婦は、未成年の子を保護・教育する義務を負う（婚姻法第 23 条）。

（9）夫婦の財産権

ア 夫婦の共有に属する財産（婚姻法第 17 条）

夫婦が婚姻関係の継続期間中に得た以下の財産は、夫婦の共有に属する。

夫婦は、共有の財産について、平等な処分権を有する。

- ① 給与及び賞与
- ② 生産及び経営による収益
- ③ 知的所有権による収益
- ④ 相続又は贈与により得た財産（婚姻法第 18 条第 3 項の規定により一方に属すると確定した財産を除く。）。
- ⑤ その他共有に属すべき財産

イ 夫婦の一方に属する財産（婚姻法第 18 条）

以下の状況のいずれかに該当する財産は、夫婦の一方の財産とする。

- ① 一方の婚姻前の財産
- ② 一方が身体に傷害を受けたことにより得た医療費、障害者生活補助費等の費用
- ③ 遺言又は贈与契約において夫又は妻の一方に属することが確定されている財産
- ④ 一方が専用する生活用品
- ⑤ その他一方に属すべき財産

ウ 夫婦の合意による財産の帰属

夫婦は、婚姻関係の継続期間中に得た財産及び婚姻前の財産を、各自の所有にするか、共有又は一部を各自の所有にし、一部を共有にするかを約定することができる。この約定は、双方に対して拘束力を有する。

約定は、書面の形式によらなければならない。約定のない場合又は約定が不明確な場合には、上記の婚姻法第 17 条及び第 18 条の規定が適用される。

また、夫婦が婚姻関係継続中に得た財産について、各自の所有に属するも

のと約定した場合、夫又は妻の一方が対外的に債務を負っており、第三者が当該約定を知っている場合には、夫又は妻の一方に属する財産をもってこれを返済する（婚姻法第 19 条）。

（１０）婚姻の証明に関する規定

中国における婚姻関係は、当事者個人が保有する結婚証及び離婚証並びに婚姻登記機関が保有する婚姻登記保存書類によって証明される（「婚姻登記保存書類」とは、結婚及び離婚の登記申請に当たり当事者が提出した全ての証明書類並びに婚姻登記機関が作成した書類のこと。）。

婚姻登記機関は、婚姻登記保存書類を作成しなければならない。婚姻登記保存書類は、長期保管しなければならない。具体的な保管方法は、国务院民政部门及び国家保存書類管理部門により規定される（婚姻登記条例第 15 条）。

結婚証及び離婚証を紛失又は破損した場合、当事者は、戸籍簿及び身分証を持参し、婚姻登記をした機関又は一方当事者の常住戸籍所在地の婚姻登記機関に対して、再発行を申請することができる。婚姻登記機関は、当事者の婚姻登記保存書類を調査し、確認がとれた場合には、当事者に結婚証及び離婚証を再発行しなければならない（婚姻登記条例第 17 条）。

また、婚姻関係の裁判書類については、婚姻登記機関が裁判所の婚姻無効宣告又は婚姻取消判決の副本を受け取った後で、当該判決副本を当事者の婚姻登記保存書類に収めなければならないとの規定がある（婚姻登記条例第 16 条）。

2 離婚法制

（１）所轄官庁

内地居住者間の場合は、婚姻手続と同じく、県級人民政府民政部门又は郷（鎮）人民政府である。農村住民に関しては、省、自治区、直轄市人民政府が、住民の利便性の原則に基づき定める。中国公民が外国人及び華僑などと離婚する場合には、省、自治区、直轄市人民政府民政部门又は省、自治区、直轄市人民政府民政部门が定める機関である（婚姻登記条例第 2 条）。

（２）関連法令

離婚については、婚姻法、婚姻登記条例などの法令にて規定されている。

（３）離婚成立要件

中国では、協議による離婚と裁判による離婚の 2 種類の離婚があり、それぞれの成立要件も異なる。また、現役軍人の離婚には特別の条件がある。

ア 裁判によらない場合（協議による離婚）

男女双方が自分の意思に基づいて離婚を望む場合、協議離婚となる。その際、結婚の場合と同様に、男女双方が婚姻登記機関に出向き、離婚を申請する。婚姻登記機関は、離婚登記の当事者が提出した証明書・証明書類に関して審査権を有する婚姻登記員が審査を行い、かつ関連する状況についての尋問を行う。以下の場合、当事者に対しては、その場で登記を行い、離婚証の発給を行う（婚姻登記条例第 13 条）。離婚証の発給によって離婚は成立することになる。

- ① 自由意思で離婚を希望することが確実であること
- ② 子の扶養・財産・債務等の問題についての見解が一致していること

ただし、登記に際して、以下の事由に該当する場合には、離婚登記を受理しない（婚姻登記条例第 12 条）。

- ① 離婚協議が成立しない場合
- ② 夫婦の一方若しくは双方が民事行為無能力者又は制限的民事行為能力者である場合
- ③ 婚姻登記が中国内地（香港、マカオ、台湾を除く中国本土）以外で行われた場合

イ 裁判による離婚

男女の一方のみが離婚を求める場合、関係部門が調停を行うか、直接人民法院に対して離婚訴訟を提起することになる（婚姻法第 32 条）。

関係部門とは、当事者の所属する組織（職場等）、団体（共産党青年団、労働組合など）、人民調停委員会、離婚登記機関などが一般的である。

人民法院は、離婚案件を審理する際には調停を行わなければならない。

しかし、双方の感情の破綻が確実であり、調停をしても効果がない場合は、離婚を認める。また、以下の状況のいずれかに該当し、調停をしても効果がない場合は、離婚を認める。

- ① 重婚（前婚と後婚を含む。）又は配偶者が他人と同居している場合
- ② 家庭内暴力又は家族の虐待及び遺棄があった場合
- ③ 賭博、麻薬の使用等の悪癖を何度注意しても改めない場合
- ④ 感情が合わず、別居して満 2 年になる場合
- ⑤ その他、夫婦の感情に破綻を来している場合

その他、一方が失踪を宣告され、他の一方が離婚訴訟を提起した場合は、離婚を認めなければならない。

○現役軍人の離婚

現役軍人の配偶者が離婚を求める場合は、軍人の同意を得なければならない。ただし、軍人の側に重大な過失がある場合を除く（婚姻法第 33 条）。

○離婚手続における女性の保護

妻が妊娠期間中である場合又は分娩後 1 年以内若しくは妊娠が中断されてから 6 か月以内である場合は、夫は離婚を申し立ててはならない。

しかし、妻が離婚を申し立てた場合又は人民法院が夫の離婚の申立てを受理する必要があると認める場合は、この限りではないとされる（婚姻法第 34 条）。

（４）離婚に伴う決定事項

ア 子の親権・監護権

親子関係は、離婚後においても消滅せず、父母双方が子を監護する権利と義務を有する。子の監護権について、授乳期間中の子については母親が監護することを原則とし、それ以後については、夫婦の間で合意が成立しない場合、人民法院が父母のどちらが子の利益に適っているかを具体的状況に基づき決定する（婚姻法第 36 条第 3 項）。

一方が監護する子に対し、他方は、必要な生活費・教育費の一部又は全部を負担する。負担額については、双方の協議に基づくが、協議が成立しない場合は、人民法院の判決により定められる。しかし、子の生活費及び教育費に関する協議又は判決は、子が必要なときに父母のいずれか一方に対し、当初に定めた額を超える合理的な請求をすることを妨げない（婚姻法第 37 条）。

離婚後において、子を監護しない方の親は、子と面接する権利を有し、他方は協力する義務を負う。子との面接に関する方法・時期については、協議に基づくが、協議が不調の場合には、人民法院の判決による。また、面接に際して、子に不利益が生じる場合には、人民法院は面接を中止させることができるが、中止事由が消滅した場合は、面接を認めなければならない（婚姻法第 38 条）。

イ 夫婦における共同財産

夫婦間における共同財産については、双方の協議によって処理する（婚姻法第 39 条）。共同財産とは、婚姻関係存続中に得た給与・賞与、生産・経営の収益、知的財産権の収益、相続又は贈与によって取得した財産、その他共同所有とすべき財産である（婚姻法第 17 条第 1 項）。夫婦の個別財産とは、婚姻前の財産、身体障害等により取得した医療費・生活補助費、遺言又は贈

与により一方のみに与えられた財産、一方が専用する生活用品、その他一方に属すべき財産が挙げられる（婚姻法第 18 条）。財産の範囲の確定が困難な場合は、権利を主張する側が立証責任を負う。

財産分割の協議が不調の場合は、男女平等、女性と子の権益保護、無責配偶者への配慮、当事者の意思尊重、国家及び他人の権益の非侵害の原則を適用して、人民法院が判断する（婚姻法第 39 条）。土地請負経営（注：農地の使用権）に関する権益は、法に基づいて保護される（婚姻法第 39 条）。夫婦が婚姻期間中に取得した財産は、各自の所有を約定する書面に基づいて判断するが、一方が子の扶養、仕事への協力等の義務を果たしている場合には、他方は補償を請求する権利を有する（婚姻法第 40 条）。

婚姻法第 40 条の適用は、婚姻後の財産について、別産制の契約が締結されていること、請求主体が一方よりも家事労働に多くの時間を費やしたこと、また、他方の仕事に多大な協力をしたことを要件としており、補償請求額は、一方が果たした労働の対価に応じて判断すべきとされている。

夫婦が共同生活のために負担した債務については、共同で弁済を行わなければならない、共同財産が弁済額に満たない場合又は財産が各自の所有に属する場合は、双方の協議によるものとするが、協議が不調の場合は人民法院の判決による（婚姻法第 41 条）。

（5）再婚

離婚により婚姻関係が解消された後、男女双方は結婚する自由を有する。

離婚した男女双方が自由意思により夫婦関係を回復させる場合、婚姻登記機関に出向いて、復縁登記の手続を行わなければならない。復縁登記には、結婚登記の規定が適用される（婚姻登記条例第 14 条）。

前述のように、中国では、再婚禁止期間が設けられていない。

（6）離婚登記

ア 中国人同士の場合

中国人の内地居住者が自分の意思により離婚する場合、夫婦双方がそろって一方当事者の常住戸籍所在地の婚姻登記機関に出向き、離婚登記の手続を行わなければならない（婚姻登記条例第 10 条第 1 項）離婚登記後、当事者の申請により、公安機関にて戸籍登記が行われる。

離婚登記の手続を行う中国の内地居住者は、次に掲げる証明書及び証明資料を提示しなければならない。

- ① 本人の戸籍簿及び身分証明書
- ② 本人の結婚証

③ 双方当事者の署名がある離婚協議書

離婚協議書には、双方当事者が自由意思で離婚を希望するという意思表示、並びに子女の扶養・財産及び債務処理等の事項に関する協議の一致意見を明記しなければならない。(婚姻登記条例第 11 条)。

イ 中国人と外国人の場合

中国国民が（日本人など）外国人と中国国内で離婚する場合、男女双方が一緒に、内地居住者の常住戸籍所在地の婚姻登記機関に出向いて、離婚届を出さなければならない（婚姻登記条例第 10 条）。

離婚を届け出る外国人は、本人の結婚証、双方当事者が共同で署名した離婚協議書などの書類のほか、外国人本人の有効な旅券又はその他有効な国際旅行許可証明書を提出しなければならない（婚姻登記条例第 11 条）。

ウ その他の場合

中国の内地居住者が、香港住民、マカオ住民、台湾住民又は華僑と中国国内で離婚をする場合、男女双方が一緒に内地居住者の常住戸籍所在地の婚姻登記機関に出向いて離婚届を出さなければならない(婚姻登記条例第 10 条)。

離婚を届け出る香港住民、マカオ住民、台湾住民又は華僑は、本人の結婚証、双方当事者が共同で署名した離婚協議書などの書類のほか、香港住民、マカオ住民、台湾住民であれば本人の有効通行証と身分証を、華僑であれば本人の有効な旅券又はその他有効な国際旅行許可証明書を、提出しなければならない（婚姻登記条例第 11 条）。

3 親子関係

（１）所轄官庁

住民の戸籍登記を管理する公安（警察）機関である。

（２）関連法令

法律上、戸籍簿に子の出生登記を行うことによって正式に認められる。根拠法令は、婚姻法及び「中華人民共和国戸籍登録条例（以下「戸籍登記条例」という。）」である。

（３）子（嫡出子・非嫡出子の区別の有無を含む。）

中国婚姻法には、親子関係の定義がない。しかし、婚姻法、相続法、戸籍登

記条例（戸籍登記）などの関連法及び司法実務に照らし、法律上の婚姻関係にある夫婦から生まれた子は「婚生子」すなわち「嫡出子」とされ、法律上の婚姻関係にない夫婦から生まれた子は「非婚生子」すなわち「非嫡出子」とされる。

婚姻法第 25 条第 1 項によれば、非嫡出子は、嫡出子と同等の権利を享有し、何人もこれに危害を加え又はこれを差別してはならないとされ、法的地位は同一とされている。

また、相続法は、「本法において、子とは、嫡出子（婚生子）、非嫡出子（非婚生子）、養子及び扶養関係にある継子を含む。」（相続法第 10 条）と規定している。

（４）認知（裁判が必要な場合・裁判によらない場合、保護要件を含む。）

中国には、子の認知制度に関する法的制度が存在しない。

しかし、実務的には、関連法規の中には子の認知にかかわるものがある。認知制度に関連する主な法規は、婚姻法に関する最高人民法院の解釈及び戸籍登記条例である。

実務においては、子の出生後 1 か月以内に戸籍登記の申請を行えば、実父母と子の関係として認知されることになる（戸籍登記条例第 7 条）。

しかし、戸籍登記されない場合又は実父母が子との関係を否認する場合の認知は、裁判によることになる。その際、父母の一方が親子関係を肯定し、他方が否定する場合には、医学的な鑑定などの証拠を人民法院に提出し、判決により親子関係を決定する（「中華人民共和国婚姻法」の適用に関する若干問題の解釈（3）第 2 条）。

認知された子（非嫡出子）は、前述のように、婚姻法及び相続法において、嫡出子と同等の権利を有する。また、特別保護規定として、婚姻法は、第 25 条第 2 項において「非嫡出子を直接的には扶養しない実父又は実母は、子が独立して生活できるまで、子の生活費及び教育費を負担しなければならない」と規定している。

また、非嫡出子の財産相続権に関しては、1950 年以前の法律によれば、非嫡出子の法定相続分は、嫡出子の 2 分の 1 であったが、これに対しては封建主義だとの批判があった。1950 年以後の婚姻法及び相続法では、嫡出子と非嫡出子の財産相続額は同一とされている（婚姻法第 25 条第 1 項、相続法第 9 条）。

4 養子縁組法制

（１）所轄官庁

中央政府の民政部（民政省）及び県級以上の人民政府の民政部門である。

養親が中国人の場合、県級人民政府の民政部門である（中国国民による養子縁組の登記方法第 2 条）。養親が外国人の場合、省級の人民政府の民政部門である（中華人民共和国における外国人による養子縁組の登記方法（以下「涉外養子縁組登記方法」という。）第 9 条）。

（２）関連法令

養子縁組法、涉外養子縁組登記方法、中国国民による養子縁組の登記方法、収養登記規範などがある。

（３）成立要件（保護要件を含む。）

養子縁組の成立のためには、次の要件を満たさなければならない。

ア 養子としての資格

14 歳未満の未成年者であり、以下のいずれかに該当する者（養子縁組法第 4 条）。

- ① 実父母を失った孤児
- ② 実父母を探し出すことのできない棄児及び児童
- ③ 実父母に特別な困難があり、扶養・教育する能力がない場合の子

イ 養子を送り出す資格を有する者及び組織（養子縁組法第 5 条）

- ① 孤児の監護人
- ② 社会福祉機関
- ③ 特別な困難があり、子を扶養・教育する能力がない実父母

ウ 養親としての資格

養親として、以下の要件を全て満たす必要がある（養子縁組法第 6 条）。

- ① 子がないこと
- ② 養子となる者を扶養・教育する能力を有すること
- ③ 医学的に、子を養子とするのに適しないと認められる疾病がないこと
- ④ 満 30 歳以上であること

エ 未婚男性の養親としての資格制限

配偶者のない男性が女性を養子とする場合は、養親となる者と養子となる者の間に 40 歳以上の年齢差があること（養子縁組法第 9 条）。

オ その他の規定

三代以内の同世代の傍系血族の子（自己の兄弟姉妹・従兄弟姉妹の子）を養子とするときは、養子縁組法第 7 条の規定により、以下のとおり、要件が緩和される。

- ① 養子縁組法第 4 条 3 項の規定（ア③の要件）が緩和され、実父母に特別な困難がなく、扶養・教育する能力がある子であっても養子とすることができる。
- ② 養子縁組法第 5 条 3 項の規定（イ③の要件）が緩和され、特別な困難がなく、子を扶養・教育する能力がある実父母であっても、実子を養子として送り出すことができる。
- ③ 養子縁組法第 9 条の規定（エの要件）が緩和され、配偶者のない男性が女性を養子とする場合であっても、養親となる者と養子となる者との年齢差が 40 才以上であること、との制限を受けない。
- ④ 養子縁組法第 4 条の規定（ア柱書の要件）が緩和され、養子となる者が 14 歳未満であること、との年齢制限を受けない。

さらに、華僑の場合は、養子縁組法第 6 条 1 項の規定（ウ①の要件）が緩和され、養親となる者に子がないこと、との制限を受けない（養子縁組法第 7 条 2 項）。

カ 実親の同意

実親が養子を送り出す場合、父母双方の同意が必要となるが、一方が不明の場合又は探し出すことができない場合は、他の一方の同意のみで足りる（養子縁組法第 10 条）。

実親が民事行為能力を有しない場合、子の監護人は、父母が重大な危害を与える可能性がある場合を除き、その子を養子として送り出してはならない（養子縁組法第 12 条）。

キ 養子の同意

満 10 歳以上の未成年者を養子とする場合には、その子の同意が必要となる（養子縁組法第 11 条）。

ク 外国人が中国において中国公民の子と養子縁組を行う場合

外国人が中国において養親となることを希望する場合、養子縁組法第 21 条 1 項にて、「外国人は本法（養子縁組法）に従い中華人民共和国において子を養子にすることができる」との規定があり、その実質的成立要件は中国人の場合と同様である。

ただし、養親となることを希望する者の本国における法律に準拠した審査・承認も求められる（養子縁組法第 21 条 2 項）。

（４）養子縁組の効力（実父母との親族関係の終了の有無）

ア 効力一般

養親子関係は、県級以上の民政部門における養子縁組関係の登記により、登記の日から成立する（養子縁組法第 15 条）。養子縁組成立後、当事者の申請により、公安部門は養子となる者の戸籍登記を行う（養子縁組法第 16 条）。

養父母と養子との間の権利義務関係には、実父母と子女との関係を定める法律が適用される。養子と実父母及びその他の親族との間の権利義務関係は、養子縁組関係の成立によって消滅する（養子縁組法第 23 条）。

イ 養子の姓

養子は養父の姓を称することができ、また、養母の姓を称することもできる。ただし、当事者の協議が一致した場合は、縁組前の姓を留保することができる（養子縁組法第 24 条）。

（５）養子縁組手続（中国人を養親とする養子縁組手続・外国人を養親とする養子縁組手続）

ア 中国人を養親とする養子縁組手続

県以上の人民政府の民政部門に養子縁組手続を申請し、登記する。養子縁組関係は、登記の日より成立する。民政部門は、実父母を探し出すことのできない棄児及び児童を養子とする場合には、登記に先立ち、公告しなければならない。また、養子縁組関係の当事者が希望する場合は、養子縁組の書面による合意をすることができる。養子縁組関係の当事者の双方又はその一方が要求するときは、養子縁組の公証をしなければならない（養子縁組法第 15 条）。

以上の条件を満たせば、養子縁組を行うことができるが、その場合、養親となる者は、1 名のみを養子とすることができる。ただし、孤児、身体障害者である児童又は社会福祉施設で監護されている実父母を探し出すことのできない棄児及び児童を養子とする場合は、養親となる者に子がないこと及び 1 名のみを養子とすることの制限を受けない（養子縁組法第 8 条）。

○養子縁組の申請

養子縁組を希望する当事者（養親・養子を送り出す者・満 10 歳以上の養子となる者）は、県以上の人民政府の民生部門にて登記手続を行わなければ

ならない。

登記に際して必要な証書・証明書は以下のとおりである。

【養親側が提出する書類】（中国国民による養子縁組の登記方法第5条）

- ① 養子申請書
- ② 養親の戸籍簿・住民身分証
- ③ 職場・村民委員会・居民委員会により発行された婚姻状況・子の有無・養子の扶養教育能力等の状況証明
- ④ 県級以上の医療機関により発行された、医学的に養子縁組に適しないと認められる疾患がないことの身体検査証明書
- ⑤ 棄児を養子とする場合、常住居住地の計画出産部門により発行された出産状況証明書

社会福祉施設により養護されていない棄児を養子とする場合、上記に加えて、子がないことの証明と、公安機関が発行する棄児証明書が必要である。

継親子関係の場合は、戸籍簿・住民身分証と、継子の実父母との結婚証のみで足りる。

【養子を送り出す側が提出する書類】（中国国民による養子縁組の登記方法第6条）

- ① 養子縁組申請書
- ② 養子を送り出す者の戸籍簿・住民身分証（組織が監護者である場合は、責任者の住民身分証）
- ③ 養子縁組の同意を要するその他の扶養義務者の同意
- ④ 社会福祉施設が養子を送り出す側の場合
棄児の入所記録、公安機関の棄児証明又は孤児の実父母の死亡証明書・死亡宣告書・処刑署名書
- ⑤ 実父母以外の監護人が養子を送り出す側の場合
監護人による監護責任負担証明、孤児の実父母の死亡証明書・死亡宣告書・処刑署名書、実父母が民事完全行為無能力者の場合、その実父母が養子に対し重大の危害を及ぼす可能性を示す証明
- ⑥ 実父母が養子を送り出す側の場合
計画出産部門と交わした計画出産規定に違反していない署名付協議書、職場又は村民委員会・居住委員会が発行した特殊困難があり子の扶養能力がないことの証明書、父母の一方が死亡・行方不明の場合、その一方の親の死亡・行方不明の証明書

- ⑦ 養子が障害児である場合
県級以上の医療機関発行の障害状況証明書
- ⑧ 満 10 歳以上の未成年の養子の同意書

イ 外国人（日本人）を養親とする養子縁組手続

外国人が中国において養子縁組をする場合、養親を希望する者の本国政府又は当該政府が委託した養子縁組機関を通じて、中国政府が委託した養子縁組機関（中国収養センター：中国政府の委託を受け、国際養子縁組に関する申請窓口業務、養子縁組の手配、縁組関連の通知書の発行など国際養子縁組に関わる事務業務全般を行う機関）に、申請書類・養親となる者の家庭状況の報告書・証明資料を提出しなければならない（涉外収養登記方法第 4 条 1 項）。当該提出書類は、養親となる者の所在国において、各証明書を発行する権限を有する機関が発行し、当該国の外交機関又は外交機関が授権した機関の認証を受けなければならない。その上で、当該国に駐在の中国大使館又は領事館の認証を受けなければならない（涉外収養登記方法第 4 条 2 項）。

養子縁組申請に関する提出種類は以下のとおりである。

【養親側が提出する書類】（養親の所在国が発行した書類）

- ① 養親が本国以外の外国で養子縁組するための申請書
- ② 出生証明書
- ③ 婚姻状況証明書
- ④ 職業・収入及び財産状況に関する証明書
- ⑤ 健康診断証明書
- ⑥ 刑事処罰歴の有無に関する証明書
- ⑦ 養親を希望する者の所在国の主管機関が発行する外国で養子縁組するための同意証明書
- ⑧ 家庭状況報告書（養親となる者の身分・（養親となる）適格性・家庭状況及び病歴・（養親となる）動機・適格性の具備等を記載した包括的報告書）

ただし、勤務・留学により 1 年以上中国に在住する外国人が養親となる場合、上記の提出書類のうち、⑤ 健康診断証明書を除く書類の提出に加えて、中国の関係機関が発行した以下の証明書を提出しなければならない（涉外収養登記方法第 4 条 3 項）。

- ① 中国にて所属する職場・関連部門が発行する婚姻状況証明書
- ② 職業・収入又は財産状況に関する証明書

- ③ 刑事処罰歴の有無に関する証明書
- ④ 県級以上の医療機関が発行する健康診断証明書

【養子を送り出す側が提出する書類】（涉外収養登記方法第5条）

養子を送り出す者の戸籍簿及び住民身分証（養子を送り出す者が社会福利機関の場合は、その責任者の身分証明書）、養子の戸籍証明書等の状況証明書。

さらに、中国人を養親とする場合の実質的成立要件を具備する証明として、養子を送り出す者に求められる各種証明書類。

養子を送り出す者から、上記の養子縁組申請書類の提出を受けた省級の人民政府民政部门は、その提出書類を審査し、実父母が行方不明の棄児については、実父母の搜索公告を行わなければならない。審査を行った上で、養子及び養子を送り出す者が養子縁組法の規定に合致すると認定した場合、中国収養センターに対して、その両者の氏名を通達するとともに、以下の書類等を送付する（涉外収養登記方法第6条）。

- ① 養子を送り出す者の戸籍簿及び住民身分証（組織が送り出す者の場合、その責任者の住民身分証のコピー）
- ② 養子が棄児や孤児の場合、棄児又は孤児の証明・戸籍証明・成長状況報告書・健康診断証明書のコピー及び写真

中国収養センターは、外国人の養親による提出書類について審査を行い、養子縁組法の規定に合致すると認定した上で、省級の人民政府民政部门が送付する養子候補の子の中から、外国人養親の希望を斟酌して適応する子を養子として選定する。選定後、中国収養センターは当該外国人養親の政府又は養子縁組機関を通じて、選定された子及び養子を送り出す者の状況を示す書類を送付しなければならない。

外国人の養親となる者が、送付された書類を検討し、その子を養子縁組することに同意した場合、中国収養センターは、外国人の養親に対して、中国において養子縁組手続を行うよう通知書を送付する。通知書の発送と同時に、外国人の養親が養子縁組について同意した旨の通知を、関係する人民政府民政部门から養子を送り出す者に対して通知させる（涉外収養登記方法第7条）。

外国人養親は、養子縁組手続を、中国にて行わなければならない。外国人養親のどちらか一方が来中でできない場合、所在国の公証及び認証を受けた他方に対する委託書面の提出が必要となる（涉外収養登記方法第8条）。

外国人養親と養子を送り出す者は、養子縁組協議書を3部作成する。協議

書は各自 1 部ずつ保有するとともに、残りの 1 部は、養子縁組登記手続の際に登記機関に提出し、登記機関はこれを保存する(涉外収養登記方法第 9 条)。

養子縁組登記は、養子の常住戸籍所在地の省級人民政府民政部門にて、当事者自らが出頭し手続を行わなければならない。その際、以下の提出書類が必要となる(涉外収養登記方法第 10 条)。

- ① 養子縁組申請書
 - ② 養子縁組協議書
 - ③ 養親側について、中国収養センター発行の養子縁組に係る来中通知書及び身分証・写真
 - ④ 養子を送り出す者について、省級人民政府民政部門発行の養子を送り出す者に対する養親の養子縁組同意書及び戸籍簿・住民身分証・養子の写真
- 養子縁組登記機関は、上記書類の受領後 7 日以内に審査を行い、涉外収養登記方法の規定に合致している場合、養子縁組登記を行い、養子縁組登記証書を発給しなければならない。養子縁組関係は、養子縁組登記の日から成立する。同機関は、登記結果を中国収養センターに通知しなければならない(涉外収養登記方法第 11 条)。

(6) 養子縁組の終了要件(離縁の手続を含む。)

ア 養子が未成年の場合

養親は、原則として、養子縁組関係を解除することができない。ただし、養親と、養子を送り出した者の双方が合意した場合は認められる。ただし、養子が 10 歳以上のときは、養子の同意を得なければならない。

養子を送り出した者は、養親が扶養・養育義務を履行せず、虐待、遺棄その他未成年の養子の合法的權益を侵害する行為をした場合、養父母と養子間の養子縁組関係の解除を要求する権利を有する。

養親と、養子を送り出した者が養子縁組関係の解除合意に達することができないときは、人民法院に提訴することができる(養子縁組法第 26 条)。

イ 養子が成年の場合

養父母と成年の養子との関係が悪化し、共同生活を営むことができない場合は、合意により養子縁組関係を解除することができる。合意に達することができないときは、人民法院に提訴することができる(養子縁組法第 27 条)。

ウ 離縁の手続

当事者が協議により養子縁組関係を解除したときは、養子縁組と同様に、民政部門に養子縁組関係解除の登記をしなければならない(養子縁組法第 28

条)。

登記の申請に際して、以下の証書・証明書を提出しなければならない（収養登記規範第 24 条）。

- ① 養子及び養親の住民身分証・戸籍簿
- ② 養子登記証
- ③ 養子解除協議書

離縁登記については、民政機関は、申請に際して、以下の要件について審査を行う。

- ① 当事者の自主意思に基づくこと

養子が満 10 歳以上の未成年者の場合は、養親及び養子を送り出す者以外に、養子本人の離縁協議に対する同意の存在確認が必要となる。

- ② 財産及び生活に関する紛争が解決されており、また、養子解除協議書において経済的問題に対する処理の取決めがなされていること
- ③ 当事者が完全な民事行為能力者であること。

離縁登記の審査は、30 日以内に終える必要がある。上記要件及び養子縁組法の離縁規定の要件を満たした場合、養子登記機関は、離縁登記を行うとともに、養子登記証を回収し、養子関係の解除証明（養子縁組関係解除証明）を発給する（収養登記規範第 27 条）。

5 未成年の子に対する法定代理権

中国では、未成年の子に対する法定代理権は、民法通則により規定されている。

（１）成人年齢

中国における成人年齢は満 18 歳である（民法通則第 11 条）。

（２）未成年の子などの法定代理権

民法通則は、中国の領域内における民事活動については、法で別に定める場合を除き、中国人だけではなく、中国にいる外国人（日本人も含む。）又は無国籍者にも適用される（民法通則第 8 条）。

市民（自然人）は、出生時から死亡時まで民事上の権利能力を有し、法により民事上の権利を享有し、民事上の義務も負担する（民法通則第 9 条）。

満 18 歳以上の成人は、完全な民事行為能力を有し、独立して民事活動を行うことができる。なお、満 16 歳以上、18 歳未満の未成年者が、自己の勤労所得を主要な生活基盤としている場合、完全な民事行為能力を有するものとみな

される（民法通則第 11 条）。

満 10 歳以上の者については、制限的に民事活動が認められ、その年齢及び知能に応じた民事活動を行うことができるが、その他の民事活動においては、その法定代理人が代理するか、その法定代理人の同意が必要となる。10 歳未満の者については、その法定代理人が民事活動を代理することになる（民法通則第 12 条）。

自己の行為を弁別することできない精神病者は、民事行為無能力者であり、その法定代理人が民事活動を代理する。

自己の行為を完全には弁別できない精神病者は、制限民事行為能力者とみなされ、精神の健康状態に応じた民事活動を行うことができる。その他の民事活動については法定代理人が代理するか、法定代理人の同意が必要になる（民法通則第 13 条）。

民事行為無能力者と制限民事行為能力者の監護人は、法定代理人である（民法通則第 14 条）。この規定は、未成年者にも適用される。

（３）未成年の子などの監護

未成年者の父母は、未成年者の監護人となる。その父母が既に死亡している場合又は監護能力がない場合には、監護能力を有する祖父母・外祖父母、兄弟が監護人となる。また、密接な関係にあるその他の親族、友人が監護の責任を引き受けようとするときは、未成年者の父母の所属先又は未成年者の住所地の住民委員会、村民委員会の同意を得ることが必要である。

監護人の選任について争いがある場合には、未成年者の父母の所属先又は未成年者の住所地の住民委員会、村民委員会が親族の中から指定する。指定に不服があり、訴えが提起されたときは、人民法院が決定する。

上記の手続によっても監護人が決定されない場合、未成年者の父母の所属先又は未成年者の住所地の住民委員会、村民委員会若しくは民政部門が監護人を務める（民法通則第 16 条）。

民事行為無能力又は制限民事行為能力の精神病者の監護人は、配偶者、父母、成年の子、その他の近親族である。それ以外の者が監護人になる場合、未成年者の場合と同様である（民法通則第 17 条）。

監護人は、監護の職責を履行し、被監護人の身分上、財産上その他の適法な權益を守るものとし、また、被監護人の利益のためにする場合を除き、被監護人の財産を処分してはならない。監護人が法に基づき監護を行う権利は、法律上の保護を受ける。ただし、監護人が監護の職責を果たさなかった場合又は被監護人の適法な權益を侵害した場合には、責任を負わなければならない、さらに、

被監護人に財産上の損害を与えたときは、損害を賠償しなければならない。また、人民法院は関係者又は職場など関係組織の申請に基づき、監護人の資格を取り消すことができる（民法通則第 18 条）。

精神病者の利害関係人は、精神病者について、民事行為無能力者又は制限民事行為能力者として宣告するよう人民法院に申請することができる。宣告を受けた後に、その健康回復の状況に応じて本人又は利害関係人が申請したときは、人民法院はその回復を行うことができる（民法通則第 19 条）。

6 戸籍制度と身分登録法制

（１）所轄官庁

県級公安機関（警察機関）が主管する（戸籍登記条例第 3 条、身分証法第 8 条）。

（２）関連法令

戸籍登記条例（1958 年 1 月 9 日）

身分証法（2011 年 10 月 29 日改正法公布、2012 年 1 月 1 日施行）

（３）戸籍制度の内容

ア 戸籍制度の目的

社会秩序の維持、市民の権利と利益の保護、社会主義の建設に資するためとされる（戸籍登記条例第 1 条）。

イ 戸籍登記義務

中国では、国民は全て戸籍登記条例の規定に従い、戸籍登記する必要がある。現役軍人の戸籍登記は、軍人管理に関する規定に従い、軍事機関が取り扱う。

中国領内に居留する外国人及び無国籍者の戸籍登記については、法令に別の規定がある場合を除き、戸籍登記条例が適用される（戸籍登記条例第 2 条）。

ウ 戸籍登記機関

戸籍登記業務は、各級公安機関が主管する。

都市及び公安派出所を設置している鎮においては、派出所の管轄区を戸籍管轄区とする。

郷及び公安派出所を設置していない鎮においては、郷・鎮管轄区を戸籍管轄区とする。

郷・鎮政府及び公安派出所が、戸籍登記機関となる。

行政機関・団体・学校・企業・事業などの組織内の宿舍に居住する者又は公共宿舍に居住する者の戸籍は、各組織が担当者を指定し、戸籍登記機関に協力して戸籍登記を処理する。

分散して居住する者の戸籍については、戸籍登記機関が直接戸籍登記を処理する。

軍事機関及び軍人宿舍に居住する非現役軍人の戸籍については、各組織が担当者を指定し、戸籍登記機関と協力して戸籍登記を処理する。

農業・漁業・塩業・林業・牧畜業・手工業などの生産協同組合の戸籍については、協同組合が担当者を指定し、戸籍登記機関に協力して戸籍登記を処理する。

協同組合以外の戸籍については、戸籍登記機関が直接戸籍登記を処理する（戸籍登記条例第3条）。

エ 戸籍証明文書（戸籍簿）

戸籍登記機関では、戸籍登記簿を設置している。

住民には、世帯ごと（父母子女など同じ家庭に同居する親族）に1冊ずつ「戸口簿（戸籍簿）」を発給する。

戸籍登記簿及び戸籍簿に登録された事項は、市民の身分を証明する効力をもつ。

戸籍証明文書である戸籍簿は、中国住民の身分関係における最も重要な法的文書である。

戸籍簿には、以下の事項が掲載される。

戸別の欄には、都市戸籍（非農業家庭）と農村戸籍（農業家庭）の別を記載する。戸主の欄には、戸主の氏名を記載する。住所の欄には、本戸の住所を記載する。また、戸籍簿には、住民の個人情報を記載する「常住人口登記カード」があり、住民の氏名、性別、民族、出身地、生年月日、住民身分証番号、血液型、学歴、婚姻状況などが記載される。

戸籍簿の登記事項は、住民身分証の根拠になり、住民身分証は戸籍簿の記載により作成される。また、民政部門の登記により発給された結婚証、離婚証、養子登記証及び養子関係解除証明証の記載事項は当事者の登記申請により戸籍簿に記載することになる。

（４）身分登録制度の内容

1985年9月6日から中華人民共和国住民身分証条例（2004年1月1日廃止）が、1986年11月28日から住民身分証条例実施細則が、2004年1月1日から住民身分証法が施行された。これらの法律によって、中国の身分登録制度が形

成された。

ア 身分登録制度の目的及び対象

身分登録制度の目的は、「中国国内に居住する国民の身分を証明し、国民の適法な権利・利益を保障し、国民の社会活動の利便を図り、社会秩序を守ること」（身分証法第1条）にある。

住民身分証は、中国国内に居住する国民を対象とするものであり、満16歳以上の者については、その申請を義務とし、満16歳未満の者については申請可能とされている（身分証法第2条）。

イ 身分登録の実施

住民身分証の申請は、常住戸籍所在地の公安機関にて行う（身分証法第8条）。

身分登録については、以下の事項を記載する（身分証法第3条）。

- ① 氏名
- ② 性別
- ③ 民族
- ④ 生年月日
- ⑤ 常住戸籍所在地の住所
- ⑥ 身分番号
- ⑦ 本人の写真
- ⑧ 証明書の有効期間
- ⑨ 発行機関

ウ 住民身分証の特徴

身分番号は、公安機関により発行され、国民一人一人が有するものであって、一度与えられた番号は、変更されない（身分証法第3条）。

エ 住民身分証の文字

住民身分証は、正規の漢字及び国家規格に合った数数字号を使って記入する。

少数民族自治地方については、民族の文字又は現地で通用している一つの文字を併用することができる（身分証法第4条）。

オ 住民身分証の有効期間

住民身分証の有効期間は、以下のとおりである（身分証法第5条）。

- ① 満 16 歳から満 25 歳までは 10 年間
- ② 満 26 歳から満 45 歳までは 20 年間
- ③ 満 46 歳以上は長期間有効となる。
- ④ 満 16 歳未満の場合、自由意思により住民身分証の発行を申請する者については 5 年間

(5) 住民身分証の申請・発行

住民身分証の様式は、国務院の公安官庁が定める。住民身分証は公安機関が統一的に作成し、交付する。また、公安機関及び警察は、住民身分証の作成、交付、検査及び押収によって知り得た国民の個人情報について、秘匿義務を負う（身分証法第 6 条）。

国民は、満 16 歳に達した日から 3 か月以内に、常住戸籍所在地の公安機関に対して、住民身分証の発行を申請しなければならない。満 16 歳未満の場合は、監護人が住民身分証の申請を代行する（身分証法第 7 条）。

発行申請の際には、「住民身分証申請書」に記入し、住民戸籍簿を提出しなければならない（身分証法第 10 条）。

(6) 住民身分証の使用

国民は、以下の場合には、住民身分証を提示して身分を証明しなければならない（身分証法第 14 条）。

- ① 常住戸籍の登記事項の変更
- ② 兵役登録
- ③ 婚姻登録及び養子縁組登録
- ④ 出国手続の申請
- ⑤ その他、法律及び行政法規において住民身分証で身分を証明することが定められている場合

また、この法律に基づく住民身分証を取得していない国民は、前項に定める関係の活動を行うとき、国の規定に適合するその他の証明方法（戸籍簿、旅券など）をもって身分を証明することができる。

(7) 警察への住民身分証の提示と検査

警察は、法によって職務を執行するとき、以下の一つに該当する場合には、住民身分証明書の提示を求め、住民身分証を検査することができる（身分証法第 15 条）。

- ① 犯罪容疑者の身分を調べる必要があるとき
- ② 法律に基づく現場規制に当たって、関係者の身分を調べる必要があるとき

③ 治安を著しく害する突発事件が発生した際に、現場の関係者の身分を調べる必要があるとき

④ その他、法律上身分を調べる必要があると定められている場合

上記の一つに該当する場合において、住民身分証の検査が拒否された場合、警察は、状況に応じて措置をとることができる。

また、いかなる組織又は個人も、住民身分証を押収してはならない。ただし、公安機関が「中華人民共和国刑事訴訟法」によって、居住監視の強制措置をとる場合を除く。

7 国籍法制

(1) 関連法制等

中国の国籍の取得・喪失・回復については、国籍法にて定める（国籍法第 1 条）。

国籍法は、「中国は、多民族国家による統一国家であり、各民族に属する者は、中国国籍を有する」と規定している（国籍法第 2 条）。

国籍の所管官庁は、国内では市と県の公安局（警察局）、国外では大使館及び領事館である（国籍法第 15 条）。

(2) 中国国民の定義

全て中国の国籍を有する者は、中国民（公民）である（中国憲法第 33 条第 1 項）。

(3) 中国国民の権利・義務

中国憲法によれば、中国国民は、法律の前に一律に平等である。国家は人権を尊重及び保護する。いかなる国民も、憲法及び法律の定める権利を有し、また憲法及び法律の定める義務を履行しなければならない（中国憲法第 33 条第 2 項、第 3 項、第 4 項）。

ア 中国国民の権利

18 歳以上の国民は、民族、人種、性別、職業、出身家庭、宗教信仰、教育程度、財産状態、居住期間の別なく、全て選挙権及び被選挙権を有する。ただし、法律によって政治的権利を剥奪された者は、この限りではない（中国憲法第 34 条）。

国民は、言論、出版、集会、結社、行進及び示威の自由を有する（中国憲法第 35 条）。

国民は、宗教信仰の自由を有する。国民に宗教の信仰又は宗教の不信仰を

強制してはならない。宗教を信仰する国民と宗教を信仰しない国民とを差別してはならない（中国憲法第 36 条）。

国民の人身の自由は、侵されない。国民は、人民検察院の承認若しくは決定又は人民法院の決定を経て、公安機関が執行するのでなければ、逮捕されない。不法拘禁、人身自由の不法な剥奪・制限を禁止する（中国憲法第 37 条）。

国民の人格の尊厳は、侵されない。国民を侮辱、誹謗することを禁止する（中国憲法第 38 条）。

国民の住居は、侵されない。国民の住居に対する不法な搜索又は不法な侵入を禁止する（中国憲法第 39 条）。

国民の通信の自由及び通信の秘密は、法律の保護を受ける（国家の安全又は刑事犯罪捜査の必要上、公安機関又は検察機関が法律の定める手続に従って通信の検査を行う場合を除く。）（中国憲法第 40 条）。

国民は、国家機関又はその職員に対して、批判及び提案を行う権利を有し、違法行為及び職務怠慢に対して、関係の国家機関に訴願、告訴又は告発する権利を有する。国家機関又はその職員によって国民の権利を侵害され、そのために損失を受けた者は、法律の定めるところにより、賠償を受ける権利を有する（中国憲法第 41 条）。

国民は、労働の権利及び義務を有する（中国憲法第 42 条）。

勤労者は、休息の権利を有する（中国憲法第 43 条）。

国家は、法律の定めるところにより、企業・事業体の従業員及び国家機関の職員について定年制を実施する。定年退職者の生活は、国家及び社会によって保障される（中国憲法第 44 条）。

国民は、老齢、疾病又は労働能力喪失の場合に、国家及び社会から物質的援助を受ける権利を有する（中国憲法第 45 条）。

国民は、教育を受ける権利を有する（中国憲法第 46 条）。

国民は、科学研究、文学・芸術創作及びその他の文化活動を行う自由を有する（中国憲法第 47 条）。

政治、経済、文化、社会及び家庭などの各生活分野で、女性は男性と平等の権利を有する。婦人の権利を保護し、男女の同一労働同一報酬を實行し、婦人幹部を育成及び登用する（中国憲法第 48 条）。

婚姻、家庭、母親及び児童は、国家の保護を受ける（中国憲法第 49 条）。

華僑の正当な権利、帰国華僑及び国内に居住する華僑の家族の合法的な権利を保護する（中国憲法第 50 条）。

イ 中国国民の義務

国民は、労働の権利及び義務を有する（中国憲法第 42 条）。

国民は、教育を受ける義務を有する（中国憲法第 46 条）

父母は、未成年の子を扶養・教育する義務を負い、成年の子は、父母を扶養・扶助する義務を負う（中国憲法第 49 条）。

国民は、国家の統一及び全国各民族の団結を維持する義務を負う（中国憲法第 52 条）。

国民は、憲法及び法律の遵守、労働規律の遵守、国家機密の保守、公共財産・公序・公德の尊重義務を負う（中国憲法第 53 条）。

国民は、国の安全・荣誉及び利益を擁護する義務を負う（中国憲法第 54 条）。

国民は、法律に従って兵役に服し、民兵組織に参加する義務がある（中国憲法第 55 条）。

国民は、法律に従って納税する義務を負う（中国憲法第 56 条）。

（４）中国国籍の取得

ア 血縁による取得

父母の双方又は一方が中国国民であって、本人が中国で出生した場合、中国の国籍を有する（国籍法第 4 条）。

父母の双方又は一方が中国国民であって、本人が外国で出生した場合、中国の国籍を有する。ただし、外国に定住している父母の双方又は一方が中国国民であるが、本人が外国で出生すると同時に外国の国籍を取得した場合は、中国国籍を有しない（国籍法第 5 条）。

イ 無国籍者等の取扱い及び許可による国籍の取得

父母が無国籍又は国籍不明であって、中国に定住し、本人が中国で出生した場合は、中国国籍を有する（国籍法第 6 条）。

外国人又は無国籍の者は、中国の憲法と法律を遵守する意思を表示し、中国人の近親であること、中国に定住していること、その他正当な理由があることの要件のいずれかを具備する場合、申請及び許可を経て中国国籍に入籍することができる（国籍法第 7 条）。

ウ 二重国籍の否定

中国では二重国籍を認めておらず、入籍を申請し許可された者は、中国の国籍を取得するが、外国国籍を留保することはできない（国籍法第 8 条）。

エ 国籍取得の申請

許可により国籍を取得するためには、申請を行わなければならない（国籍法第 14 条）。18 歳未満の者は、その父母又はその他の法定代理人が代わって申請を行う。

国内では居住地の市・県の公安局に申請を行い、外国では中国の外交代表機関と領事機関に申請を行い、公安部がこれを審査し、許可する者には証明書を交付する。

（５）国籍の喪失と回復

外国に定住し、自己の意思により外国の国籍に入籍した者又はこれを取得した者は、中国国籍を自動的に喪失する（国籍法第 9 条）。

以下の要件のいずれかを具備している場合、申請、許可を経て、中国国籍を離脱することができ、申請を許可された場合、中国国籍を喪失する（国籍法第 10 条）。

- ① 外国人の近親であること
- ② 外国に定住していること
- ③ その他正当な理由があること

ただし、国家公務員と現役の軍人は、中国の国籍を離脱することができない（国籍法第 12 条）。

また、中国の国籍を有したことがある外国人は、正当な理由がある場合には、中国国籍の回復を申請することができる。中国国籍の回復を許可された者は、外国国籍を留保できない（国籍法第 13 条）。

8 国際私法

中国の国際私法に関する法律には、民法通則、涉外法及び涉外民事関係法律の適用における若干の問題に対する最高人民法院の解釈等がある。

民法通則及び涉外法の規定によると、涉外民事関係の法律の適用は、以下のとおりである。

（１）涉外民事関係法律の適用

ア 涉外民事関係法律適用の一般

涉外民事関係に適用される法律は、涉外法によって確定する。

その他の法律において、涉外民事関係の法律適用に関する特別の規定がある場合には、その規定による。

涉外民事関係の法律適用に関する明確な規定がない場合、当該民事関係と最も密接な関係を有する法律を適用する（涉外法第 2 条）。

外国の法律の適用が、中国の社会・公共利益を損なうものである場合には、中国の法律を適用する（涉外法第 5 条）。

イ 外国法の適用

（ア）一般原則

一般原則として、涉外民事関係に関する法律の適用は、民法通則第 8 章の規定及び涉外法の規定により確定する。

涉外民事関係については、民法通則と涉外法の双方に規定がある場合、涉外法の規定が優先的に適用される。

（イ）外国法の適用の制限

外国法の適用が、中国の社会・公共利益を損なうものである場合には、中国の法律を適用する（涉外法第 5 条）。

（ウ）国際条約の適用

国際条約の適用に関しては、中国が締結又は加盟している国際条約において、中国の民事法と異なる規定がある場合には、国際条約の規定を適用する。ただし、中国が留保を声明した条項はこの限りではない。また、中国の法律及び中国が締結又は加盟している国際条約に規定がない場合には、国際慣例を適用する（民法通則第 142 条）。

（エ）外国法の適用

涉外民事関係に適用される外国法は、人民法院、仲裁機構又は行政機関が調査し、これを明らかにする。当事者が適用する外国法を選択している場合には、当該外国の法律を適用しなければならない。外国法を調査し明らかにすることができないとき又は当該外国法に規定がないときは、中国の法律が適用される（涉外法第 10 条）。

ウ 民事権利能力、民事行為能力及び民事代理

自然人の民事権利能力については、經常的居住地の法律を適用する（涉外法第 11 条）。

經常的居住地とは、『中華人民共和国涉外民事関係法律適用法』の適用に関する若干の問題についての最高人民法院の解釈（一）第 15 条にて、「継続して一年以上居住し、かつ生活の本拠（原文は中心）とする場所」と定義している。

自然人の民事行為能力については、經常的居住地の法律を適用する。ただし、自然人が民事活動に従事する場合において、經常的居住地の法律によると民事行為能力がなく、行為地の法律によると民事行為能力がある場合につ

いては、行為地の法律を適用するが、ただし、婚姻家庭及び相続に関する場合を除く（涉外法第 12 条）。

代理については、代理行為地の法律を適用するが、被代理人と代理人との民事関係については、代理関係発生地地の法律を適用する（涉外法第 16 条）。

（２）不動産の所有権などの物権

民法通則は、「不動産の所有権については、不動産所在地の法律を適用する」（民法通則第 144 条）と規定している。

涉外法は、「不動産に関する物権については、不動産所在地の法律を適用する。」（涉外法第 36 条）と規定している。

民法通則と涉外法の規定のどちらも有効であるが、不動産の所有権に関しては、民法通則と涉外法で内容に矛盾がなく、いずれも有効に適用される。所有権以外の権利は涉外法の規定が適用されることになる。

動産の物権に関しては、当事者は、適用法を協議し、選択することができる。当事者が選択しなかった場合には、法律事実が発生した際の動産所在地の法律を適用する（涉外法第 37 条）。

（３）国際結婚

中国法では、婚姻に関する国際私法規定は、民法通則、婚姻法、婚姻登記条例にもあるが、涉外法第 3 編に具体的に規定されている。

民法通則は、中国人と外国人の婚姻には婚姻締結地の法律を適用し、離婚には事案を受理した裁判所の所在地の法律を適用すると規定していた（民法通則第 147 条）。

しかし、民法通則第 146 条の不法行為、第 147 条の中国人と外国人の結婚及び離婚、相続法第 36 条の涉外相続が異なる規定の場合には、涉外法を適用するものとされた（涉外法第 51 条）。

ア 結婚の要件

結婚の要件については、当事者の共通の経常的居住地の法律を適用する。

共通の経常的居住地がない場合には、共通の国籍国の法律を適用する。

共通の国籍がない場合において、一方当事者の経常的居住地又は国籍国で婚姻を締結しているときは、婚姻締結地の法律を適用する（涉外法第 21 条）。

中国人と外国人が、中国国内で婚姻する場合、中国法を適用する（涉外法第 21 条）。ただし、中国人が、現役軍人・外交官・公安局員・機密要員等及び労働教育中の者・服役者の場合、婚姻は禁じられている（外国人婚姻登記通知第 4 条）。

中国在住（一時的訪中を含む。）の外国人は、婚姻法に規定する婚姻成立要件を満たしていれば、婚姻登記機関にて婚姻登記を行うことができる。中国人が外国に在住し、その外国に在住する外国人と婚姻する場合、その外国の法律を適用する（涉外法第 21 条）。

イ 結婚の手続

結婚の手続が、婚姻締結地の法律、一方当事者の経常的居住地の法律又は国籍国の法律に合致する場合には、いずれも有効とする（涉外法第 22 条）。

（４）身分と財産関係

夫婦の身分関係については、共通の経常的常居所地の法律を適用する。共通常居所地がないときは、共通の国籍国の法律を適用する（涉外法第 23 条）。

夫婦財産関係については、当事者は協議により一方当事者の常居所地の法律・国籍国の法律又は主要財産の所在地の法律を選択して適用することができる。当事者がその選択をしていなかったときは、共通常居所地の法律を適用する。共通常居所地がないときは、共通の国籍国の法律を適用する（涉外法第 24 条）。

親子間の身分・財産関係については、共通常居所地の法律を適用する。共通常居所地がないときは、一方当事者の常居所地の法律・国籍国の法律のうち弱者の権益保護にとって有利である法律を適用する（涉外法第 25 条）。

扶養については、一方当事者の経常的居住地の法律、国籍国の法律又は主要財産所在地の法律のうち、被扶養者の権益を保護するのに有利な法律を適用する（涉外法第 29 条）。

監護は、一方当事者の経常的居住地の法律又は国籍国の法律のうち被監護人の権益を保護するのに有利な法律を適用する（涉外法第 30 条）。

（５）離婚における法の適用

協議離婚については、当事者は協議により一方当事者の経常的常居所地の法律又は国籍国の法律を選択して適用することができる。当事者がその選択をしていないときは、共通の常居所地の法律を適用する。共通の常居所地がないときは、共通の国籍国の法律を適用する。共通の国籍国がないときは、離婚手続が行われる機関〈機構〉の所在地の法律を適用する（涉外法第 26 条）。

訴訟離婚については、法院所在地の法律を適用する（涉外法第 27 条）。

（６）養子縁組における法の適用

養子縁組の要件と手続については、養親と養子の常居所地の法律を適用する。

養子縁組の効力については、縁組成立時の養親の常居所地の法律を適用する。
養子縁組関係の解消については、引取り時の養子の常居所地の法律又は法院の
所在地の法律を適用する（涉外法第 28 条）。

（7） 涉外相続

動産の法定相続については、被相続人の死亡時の経常的居住地の法律を適用
するが、不動産の法定相続については、不動産所在地の法律を適用する（涉外
法第 31 条）。

遺言者の遺言状作成時点又は死亡時点における、経常的居住地の法律、国籍
国の法律又は遺言行為地の法律に合致する場合、遺言は成立する（涉外法第 32
条）。

遺言の効力については、遺言者の遺言状作成時又は死亡時の経常的居住地の
法律又は国籍国の法律が適用される（涉外法第 33 条）。

遺産管理等の事項については、遺産所在地の法律を適用する（涉外法第 34
条）。

相続人がいない遺産の帰属については、被相続人の死亡時の遺産所在地の法
律を適用する（涉外法第 35 条）。

9 法令の有効性

（1） 現在有効な法令

中華人民共和国国籍法
（1980 年 9 月 10 日公布・施行）

中華人民共和国戸籍登記条例
（1958 年 1 月 9 日公布・施行）

中華人民共和国居民身分証法
（2003 年 6 月 28 日公布 2004 年 1 月 1 日施行
2011 年 10 月 29 日改正法公布、2012 年 1 月 1 日施行）

中華人民共和国民法通則
（1986 年 4 月 12 日公布 1987 年 1 月 1 日施行）
（2009 年 8 月 27 日一部改正 同日施行）

中華人民共和国婚姻法
（1980 年 9 月 10 日公布 1981 年 1 月 1 日施行）

2001 年 4 月 28 日に改正、同日施行)

「中華人民共和国婚姻法」の適用に関する若干問題の解釈 (1)
(2001 年 12 月 25 日公布 2001 年 12 月 27 日施行)

「中華人民共和国婚姻法」の適用に関する若干問題の解釈 (2)
(2003 年 12 月 25 日公布 2004 年 4 月 1 日施行)

「中華人民共和国婚姻法」の適用に関する若干問題の解釈 (3)
(2011 年 8 月 9 日公布 2011 年 8 月 13 日施行)

中華人民共和国婚姻登記条例 (2003 年 8 月 8 日公布 同年 10 月 1 日施行)

中華人民共和国収養法 (養子縁組法)
(1991 年 12 月 29 日公布 1992 年 4 月 1 日施行
1998 年 11 月 4 日改正法公布 1999 年 4 月 1 日施行)

中華人民共和国における外国人による養子縁組の登記方法
中国国民による養子縁組の登記方法
収養登記工作規範
(2008 年 9 月 1 日頒布)

中華人民共和国相続法
(1985 年 4 月 10 日公布 1985 年 10 月 1 日施行
1998 年 11 月 4 日改正法公布 1999 年 4 月 1 日施行)

中国国民が外国法院による離婚判決の承認を申請する手続問題に関する規定
(1991 年 7 月 5 日公布)

中華人民共和国涉外民事関係法律適用法 (2010 年 10 月 28 日公布 2011 年 4 月 11 日施行)

「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法」の適用における若干の問題に関する最高人民法院の解釈 (2012 年 12 月 28 日公布 2013 年 1 月 7 日施行)

(2) 廃止された法令

中華人民共和国婚姻登記手続法 (1955 年 6 月 1 日公布 1980 年 11 月 11 日廃止)

中華人民共和国婚姻登記管理条例（1994 年 2 月 1 日公布 同日施行 2003 年 10 月 1 日廃止）

中華人民共和国住民身分証条例（1985 年 9 月 6 日公布 同日施行 2003 年 6 月 28 日廃止）

10 身分関係の証明書の発行様式（外国人用の様式も含む。）

別紙参照のこと

別紙 身分関係の証明書の発行様式

1. 出生証明書

出生証明書（2014 年改正版）

出生医学证明
MEDICAL CERTIFICATE OF BIRTH

新生儿姓名 _____ 性别 **男** 出生时间 **2015** 年 **10** 月 **18** 日 **10** 时 **18** 分
 Mother's Name _____ Gender _____ Date of Birth _____ Year _____ Month _____ Day _____ Hour _____ Minute _____

出生孕周 _____ 出生体重 **2330** 克 出生身长 **46** 厘米
 Gestational Age _____ Birth Weight _____ Birth Length _____

出生地点 **四川省 成都市 青羊区** 医疗机构名称 **成都市妇女儿童中心医院**
 Birth Place _____ Province _____ City _____ County _____ Medical Institutions _____

母亲姓名 _____ 年龄 _____ 国籍 **中国** 民族 **汉族** 住址 **成都市**
 Mother's Name _____ Age _____ Nationality _____ Ethnic Group _____ Address _____

有效身份证件类别 ☒ 居民身份证 ☐ 护照 ☐ 其他 有效身份证件号码 _____
 Valid Identification _____ Valid Identification No. _____

父亲姓名 _____ 年龄 _____ 国籍 **中国** 民族 **汉族** 住址 **成都市**
 Father's Name _____ Age _____ Nationality _____ Ethnic Group _____ Address _____

有效身份证件类别 ☒ 居民身份证 ☐ 护照 ☐ 其他 有效身份证件号码 _____
 Valid Identification _____ Valid Identification No. _____

签发机构(盖章) **成都市妇女儿童中心医院**
 Issued Authority (Stamp) _____

签发日期 **2015** 年 **10** 月 **18** 日 编号 **CD1010039**
 Date Issued _____ Year _____ Month _____ Day _____ No. _____

出生医学证明			
新生児の氏名	_____	性別	_____
生年月日	_____年_____月_____日_____時_____分		
妊娠期間	_____週	出生時の体重	_____g
出生時の身長	_____cm		
出生地	_____省_____市_____県(区)	出生施設名	_____
母親の氏名	_____	年齢	_____
国籍	_____	民族	_____
住所	_____		
有効な身分証	居民身份证 パスポート その他	有効な身分証の番号	_____
父親の氏名	_____	年齢	_____
国籍	_____	民族	_____
住所	_____		
有効な身分証	居民身份证 パスポート その他	有効な身分証の番号	_____
発行機関 (専用の印章)	_____		
発行日	_____年_____月_____日	番号	_____

2. ① 婚姻申請書

申请结婚登记声明书

本人申请结婚登记，谨此声明：

本人姓名_____性别_____国籍_____

出生日期_____民族_____职业_____

文化程度_____身份证号_____

常住户口所在地_____

本人婚姻状况_____（未婚/离婚/丧偶）

对方姓名_____性别_____国籍_____

出生日期_____民族_____职业_____

文化程度_____身份证号_____

常住户口所在地_____

对方婚姻状况_____（未婚/离婚/丧偶）

本人与对方均无配偶，没有直系血亲和三代以内旁系血亲关系，了解对方的身体健康状况，现依照《中华人民共和国婚姻法》的规定，自愿结为夫妻。

本人上述声明完全真实，如有虚假，愿承担相应的法律责任。

声明人亲笔签名_____ 监督人_____

登记当天日期_____年____月____日 _____年____月____日

联系电话：_____

結婚登記申請申込書

私は結婚登記を申請し、謹んでここに申し出ます。

申請者氏名_____性別_____国籍_____

生年月日_____民族_____職業_____

教養_____身分証番号_____

現住所_____

結婚状況_____（未婚／離婚／死別）

相手の氏名_____性別_____国籍_____

生年月日_____民族_____職業_____

教養_____身分証番号_____

現住所_____

結婚状況_____（未婚／離婚／死別）

私と相手はともに配偶者はなく、直接の血のつながり及び三親等以内の血のつながりもありません。お互いの健康状態についても理解しています。ここに「中華人民共和国婚姻法」の規定に基づき、夫婦となることを希望します。

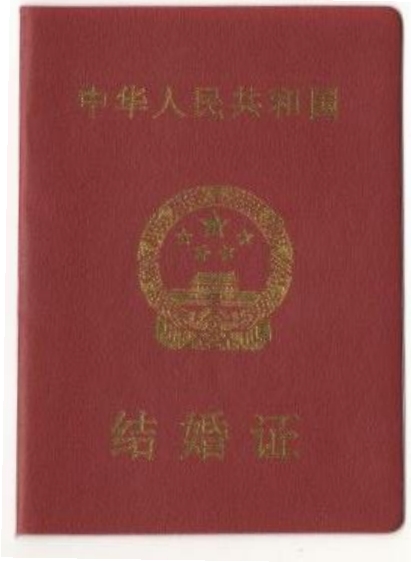
私が上に述べた申出はすべて真実であり、虚偽の記載があった場合には、相応の法的責任を取ります。

申請者直筆署名_____ 宣誓監督者_____

登記日 _____年____月____日 _____年____月____日

連絡先電話番号：_____

2. ② 婚姻証明書



所持人

登録日

結婚証番号

備考

氏名

性別

国籍

生年月日

身分証番号

氏名

性別

国籍

生年月日

身分証番号

写真

结婚证

2013年10月18日

结婚证号 J510105-2013-4

姓名 _____ 性别 男

国籍 中国 出生日期 _____

身份证号 _____

姓名 _____ 性别 女

国籍 中国 出生日期 _____

身份证号 _____

2004年3月改正版 台湾版、香港版、軍人版、英語版がある。

3. ① 離婚申込書

申请离婚登记声明书

我们双方申请离婚登记，谨此声明：

男方姓名	国籍	
出生日期	民族	职业
文化程度	身份证号	
常住户口所在地		

女方姓名	国籍	
出生日期	民族	职业
文化程度	身份证号	
常住户口所在地		

我们于 登记结婚,结婚证字号

離婚原因是

我们双方自愿离婚，对子女抚养、财产、债务等事项已达成一致处理意见并共同签署了离婚协议书。

上述声明完全真实，如有虚假，愿承担法律责任。

声明人 _____ 年 月 日
 _____ 年 月 日

監督人 年 月 日

(注：声明人签名须在监督人面前完成)

離婚登記申請申込書

私たちはともに離婚登記を申請し、謹んでここに申し出ます。

男性氏名	国籍
生年月日	民族
教養	職業
現住所	身分証番号

女性氏名	国籍
生年月日	民族
教養	職業
現住所	身分証番号

私たちは、(日付)に結婚登記を行いました。結婚証の番号は
で、離婚の原因は です。

私たちはともに離婚を希望し、子どもの養育、財産、債務等の処理については既に意見が一致し、共に離婚合意書にも署名しています。

上に述べた申出はすべて真実であり、虚偽の記載があった場合には、相応の法的責任を取ります。

申請者

年 月 日
年 月 日

監督者 年 月 日

(注：申請者の署名は、必ず監督者の同席のもと行うこと)

3. ② 離婚証明書



所持人

登録日

離婚証番号

備考

氏名

性別

国籍

生年月日

身分証番号

氏名

性別

玉籍

生年月日

身分証番号

写真

4. 親族関係公証書

省／市が発行 様式はそれぞれ異なる

亲属关系公证书

()宝证字第 号

申请人: , 男, 出生, 现住 ,

关系人: 男, 出生, 现住 , 是申请人 的父亲。

女, 出生, 现住 , 是申请人 的母亲。

兹证明关系人 与 是夫妻关系。

中华人民共和国 省 市公证处

公证员:

二〇〇六年六月二十日

10339706

親族関係公証書

第 号

申請人: 、(性別)、 生まれ、現住所 、

関係人: 、(男)、 生まれ、現住所 は、

申請人 の父親であり、 、(女)、 生まれ、現住所 は、申請人の母親である。

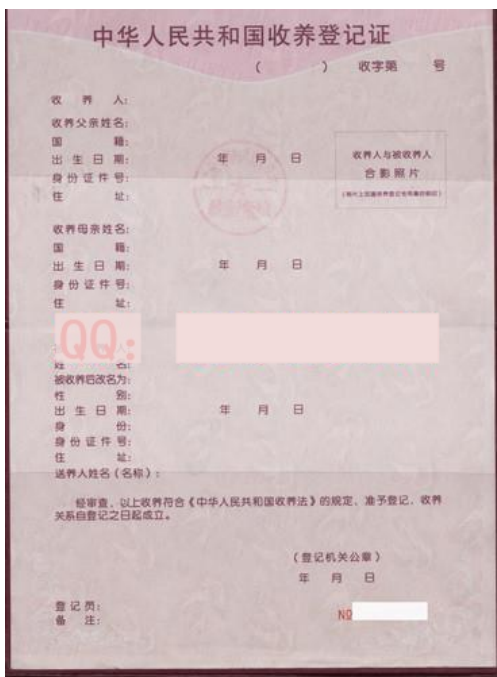
ここに、関係人 と は夫婦関係があることを証明する。

中華人民共和国 省 市公証所

公証員:

年 月 日

5. 養子縁組登記証



中華人民共和国養子縁組登記証

() 第 号

養う者

養父の氏名：

国籍：

生年月日： 年 月 日

身分証番号：

住所：

養母の氏名：

国籍：

生年月日： 年 月 日

身分証番号：

住所：

養われる者：

氏名：

養子縁組後の氏名：

性別：

生年月日： 年 月 日

身分：

身分証番号：

住所：

養子を出す者の氏名（名称）：

審査の結果、上記の養子縁組は「中華人民共和国養子縁組法」の規定に符合するため、登記を許可する。養子縁組関係は、登記の日より成立する。

(登記機関の公印)

年 月 日

登記員：

注記：

6. その他身分関係に関する各種証明書

① 身分証

希望者は居住地の公安局、公安分局、行政派出所などに出向いて申請を行う。



【前面】

- ・発行機関
- ・証明書の有効期限（16 歳未満：5 年、16～25 歳：10 年、26～45 歳：20 年、46 歳以上：長期）

- ・証明写真（カラー）

【背面】

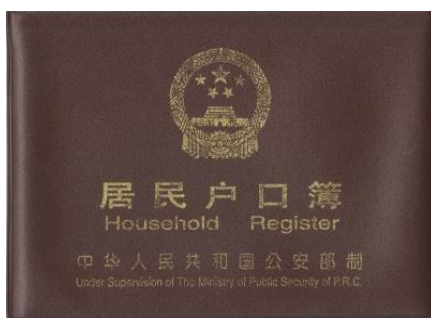
- ・氏名
- ・性別
- ・民族名
- ・生年月日
- ・住所
- ・公民身分番号（18 桁）

【用途】

- ・住所登記の変更
- ・兵役の登記
- ・婚姻、養子縁組の登記
- ・出国手続の申請

② 居民戸籍簿

国が各家庭に発行



戸籍の種類：

戸籍筆頭者：

戸籍番号：

住所：

省レベルの公安機関の

戸籍登記機関の

戸籍課専用印章

戸籍課専用印章

処理者印

年 月 日 発行

户 籍 证 明	
姓:	
姓名:	户口类别:
曾用名:	
性别:	
民族:	
出生日期:	
公民身份号码:	
籍贯:	
住址:	
为我派出所管辖居民	
特此证明	
派出所:	
日期:	
此证明仅供办理户籍手续使用，如遗失或冒用用户自行负责。	

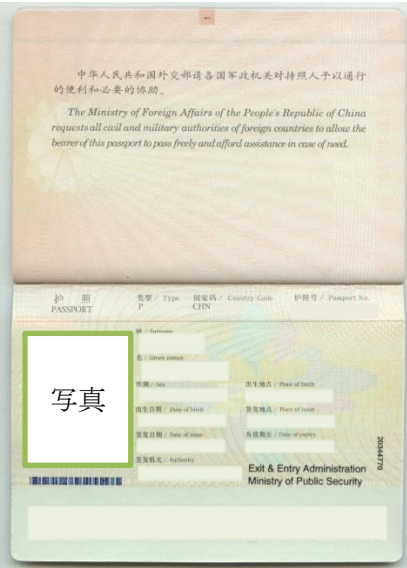
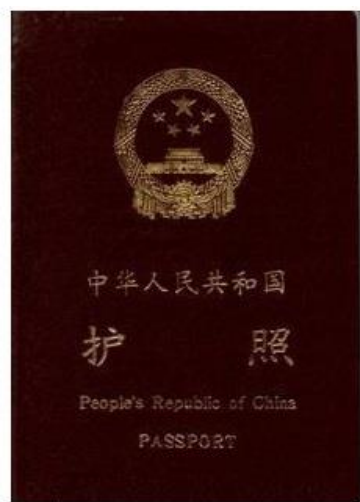
戸籍証明	
ここに、	
氏名：	戸籍の種類：（農業／非農業）
旧名：	
性別：	
民族：	
生年月日：	
公民身分番号：	
本籍：	
住所：	
当派出所の管轄住民であるために、ここに証明する。	
派出所名：	
日付：	
この証明書は戸籍手続にのみに使用可能、また当派出所の戸籍課専用印章のあるもののみ有効	

常住人口登记卡			
姓 名	户 主 或 与 户 主 关 系		
曾用 名	性 别		
出 生 地	民 族		
籍 贯	出 生 日 期		
本户县(其他住址)	宗 教 信 仰		
公 民 身 份 证 编 号	身 高	血 型	
文 化 程 度	婚 姻 状 况	兵 役 状 况	
服 务 处 所	职 业		
何 时 由 何 地 迁 来 本 市 (县)			
何 时 由 何 地 迁 来 本 处			

承办人签章：_____ 登记日期：_____ 年 _____ 月 _____ 日

常住人口登記カード		
氏名：	戸籍筆頭者又は戸籍筆頭者との関係：	
旧名：	性別：	
出生地：	民族：	
本籍：	生年月日：	
本市県以外の住所：	宗教：	
公民身分証番号：	身長：	血液型：
教養の程度：	婚姻状況：	兵役状況：
職場：	職業：	
本市（県）への居住時期及び前居住地：		
本住所への居住時期及び全住所：		
処理者印：	登記日：	年 月 日

⑤ パスポート



【上ページ】			
中華人民共和国外交部は、各国軍政機関に対し、本パスポートを所持するものに対する、通行の便宜と必要な助力を依頼する。			
【下ページ】			
パスポート	型	国番号	パスポート番号
	P	CHN	
性			
名			
性別	出生地		
生年月日	発行地		
発行日	有効期限		
発行機関			